# 子ども・若者育成支援推進本部令 （平成二十一年政令第二百八十一号）

#### 第一条（庶務）

子ども・若者育成支援推進本部（次条において「本部」という。）の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理する。

#### 第二条（本部の運営）

前条に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、子ども・若者育成支援推進本部長が本部に諮って定める。

# 附　則

##### １

この政令は、子ども・若者育成支援推進法の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

##### ２

インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議令（平成二十年政令第三百七十九号）は、廃止する。